

令和3年3月22日

加入者 各位

東京都電気工事健康保険組合

### 緊急事態宣言解除による当健康保険組合業務平常化について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当健康保険組合では、緊急事態宣言下においても加入者の皆さまの健康と生活を守るため、特別の業務体制で業務継続をしております。

新型コロナウイルス感染拡大を食い止めるため、国民に外出自粛等を強く要請していた緊急事態宣言について、感染者数や病床使用率の状況が改善したことから、令和3年3月21日付で解除されることとなりましたが、政府は、流行の波は今後も起きる可能性があり、小さな波を大きな波としないよう全力を挙げて取り組むしております。

当健康保険組合においても、緊急事態宣言が解除されたことにより、3月22日より平常どおりの業務体制で健康保険事務を遂行しております。

なお、引き続き当健康保険組合では館内消毒等の感染症予防対策を継続し、また健康保険関係のお手続きにつきましては、移動によるお客様の感染リスクを避けるため、年度末のお忙しい時期に大変恐縮ではございますが、ご郵送でのお手続きをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大阻止のため、事業主さま、被保険者及び被扶養者の皆さまに多大なるご協力を賜り、心から御礼を申し上げますとともに、加入者の皆さまにおかれましても、引き続き感染症予防のための取り組みにご協力を賜りたくお願い申し上げます。

お問い合わせ 東京都電気工事健康保険組合 総務課  
電話番号 03-3861-1851